



従業員が保健所から濃厚接触者として自宅待機等を言われて休業せざるを得ない場合は国の休業支援金・給付金の対象になります

職場内で新型コロナウイルスの感染者が発生し、感染拡大防止の観点から、事業主が休業を行った場合、感染者以外（陰性）の方は支援金・給付金の対象となりますが、患者本人の休業は支援金・給付金の対象外となります。

↑上記に加えて、休業指示を事業主から出している、休業手当を出していない、3万円以上の見舞金を出していないというのが要件になってきます。事業主、従業員のどちらでも申請が可能で、昨年10月～今年の6月分の申請⇒9月30日までとなっています。

支給金額：休業前の1日あたりの平均賃金の80%×休業日数が出ます。

申請に際して、必要書類が多いので出される方は早めに動くようにしましょう。

民商の共済会からのお知らせです。
新型コロナウイルスの濃厚接触者として検査を行い、保健所等から自宅待機を支持された場合も共済金支払いの対象になります。

濃厚接触者としてPCR検査を行い、
陽性の場合⇒自宅待機で入院見舞金と同等の1日3,000円の支払いが出来ます。

陰性の場合⇒自宅待機になった旨を事務局まで連絡貰えれば安静加療見舞金5,000円の対象になります

※1年以内に入院見舞金を貰っている場合は対象外になることがあります。不明点は事務局まで。



PCR検査を受けて自宅待機になった際に使える支援金や共済制度を覚えておこう！

まわりの飲食店にも教えてあげてください。民商で申請のサポートしますので、民商の紹介も忘れずに！！

新入会員の交流会がありました

先月29日に新入会員の交流会が事務所にて行われました。今回は会食せず短時間にて開催し、民商に入ったきっかけ等を話し合ったり、全商連70周年記念DVDを見る等、学習交流を行いました。

8月30日に新潟県全域に特別警報を発令されて、酒類を提供する飲食店等に営業時間短縮の要請が出ています。それに伴い、時短要請に対して全面協力の店舗に協力金が出ます。対象店舗は申請を出して協力金を貰うようにしましょう。また、協力金をもらう代わりに月次支援金の申請は出来なくなります。

期間 9月3日(金)～9月16日(木)の期間

午前5時～20時(酒の提供は19時)

協力金 35万円(売上によってはもう少し増える場合あり)

※県の認証制度を受けている場合は営業時間が21時(1時間延長)までとなります。